

○枚方市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則

平成28年4月21日
規則第34号

(趣旨)

第1条 この規則は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下「法」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(市長が必要と認める図書)

第2条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。)第2条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次に掲げる図書であつて当該申請を行う者が交付を受け、又は受ける必要があるもののうち、市長が必要と認めるものとする。

(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。)第6条の2第7項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添えて法第5条第1項から第7項までの規定による認定の申請をする場合にあっては、省令第2条第1項の表1に掲げる設計内容説明書

(2) 住宅品質確保法第44条第3項に規定する登録住宅型式性能認定等機関が当該型式が法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合することを確認したことを示す確認書

(3) 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成12年建設省令第20号。以下「住宅品質確保法施行規則」という。)第41条第1項に規定する住宅型式性能認定書の写し

(4) 住宅品質確保法施行規則第45条第1項に規定する型式住宅部分等製造者認証書の写し

(5) 住宅品質確保法第59条第1項に規定する登録試験機関が作成した試験の結果の証明書

(6) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定に係る適合の通知若しくは審査に係る図書又はその写し

(7) 増改築に係る認定基準が適用される住宅に係る次に掲げる図書

イ 増改築前の仕様を示す図書

ロ 建築基準法第6条第4項又は第18条第3項の確認済証(以下「確認済証」という。)の写し

ハ ロの確認済証の交付を受ける必要がない場合にあっては、増改築前の建築基準法第7条第5項若しくは第18条第18項の検査済証(以下「検査済証」という。)の写し又はこれに代わる図書

(8) 長期優良住宅維持保全計画の認定を受けて住宅の維持保全を行おうとする場合の基準が適用される住宅に係る次に掲げる図書

イ 当該住宅の仕様を示す図書

ロ 確認済証の写し

ハ 検査済証の写し又はこれに代わる図書

(9) 市長が別に定める建築士が作成した設計内容説明書及び状況調査書

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認める図書

2 前項の規定にかかわらず、住宅品質確保法第6条の2第7項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添えて法第5条第1項から第7項までの規定による認定の申請をする場合にあっては、前項第2号から第5号までに掲げる図書を提出することを要しない。

(令4規則8・令4規則64・一部改正)

(市長が不要と認める図書)

第3条 省令第2条第3項に規定する市長が不要と認める図書は、1の建築物について同時に複数の法第5条第1項から第7項まで又は第8条第1項の認定(第12条を除き、以下「認定」という。)の申請を行う場合において重複して添付される図書その他の市長が特に認める図書とする。

(令4規則8・令4規則64・一部改正)

(居住環境への配慮の基準)

第4条 法第6条第1項第3号の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであることの基準は、次に掲げるものとする。

(1) 認定を受けて建築をしようとする住宅又は認定を受けて維持保全を行おうとする住宅(以下「認定申請対象住宅」という。)が、当該地域の次に掲げる計画等に定められた建築物の制限に関する事項に適合するものであること。

イ 都市計画法(昭和43年法律第100号)第12条の5第2項第1号に規定する地区整備計画

ロ 景観法(平成16年法律第110号)第8条第1項に規定する景観計画

ハ 景観法第81条第1項に規定する景観協定

ニ 建築基準法第69条に規定する建築協定

(2) 認定申請対象住宅が、次に掲げる区域内に存するものでないこと。ただし、当該区域が変更され、又は廃止されることにより認定申請対象住宅が当該区域内に存しないこととなることが見込まれる場合その他市長が認める場合は、この限りでない。

イ 都市計画法第4条第4項に規定する促進区域

ロ 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域

- ハ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の区域
- ニ 都市計画法第4条第8項に規定する市街地開発事業等予定区域
(令4規則8・令4規則64・一部改正)

(災害への配慮の基準)

第5条 法第6条第1項第4号の自然災害による被害の発生の防止又は軽減に配慮されたものであることの基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 認定申請対象住宅が、次に掲げる区域(次号イに掲げる区域を除く。)に存するものでないこと。ただし、当該区域が廃止され、又は当該区域の指定が解除されることが決定している場合は、この限りでない。
 - イ 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域
 - ロ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
 - ハ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域
- (2) 認定申請対象住宅が、次に掲げる区域に係る建築に関する制限の基準に適合するものであること。
- イ 建築基準法第39条第1項の規定により指定された災害危険区域
 - ロ 津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第72条第1項の規定により指定された津波災害特別警戒区域
- ハ 特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の規定により指定された浸水被害防止区域
(令4規則8・追加、令4規則64・一部改正)

(認定の申請の時期)

第6条 市長は、認定に係る建築行為が枚方市開発事業等の手続等に関する条例(平成17年枚方市条例第46号)第16条第1項の規定による協議を行う必要があるものである場合は、当該協議が完了した後その他の市長が適當と認めたとき以後に認定の申請を行うよう求めるものとする。

(令4規則1・一部改正、令4規則8・旧第5条繰下)

(申請の取下げ)

第7条 認定又は法第18条第1項の規定による許可の申請をした者は、当該申請に対する処分の決定の前に当該申請を取り下げようとするときは、申請取下げ届(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(令4規則8・旧第6条繰下・一部改正)

(軽微な変更の届出)

第8条 認定計画実施者は、省令第6条、第9条又は第15条の通知書に記載された氏名若しくは住所の変更又は法第8条第1項に規定する軽微な変更があったときは、軽微な変更届(様式第2号)に、当該通知書の写し又は省令第2条第1項に規定する添付図書のうち変更に係るものを添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(令4規則8・旧第7条繰下・一部改正)

(建築等の状況についての報告)

第9条 認定計画実施者は、認定に係る建築工事が完了したときは、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了した旨の報告書(様式第3号)に次に掲げる図書を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 住宅品質確保法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の写し又は建築工事が完了したことを証する写真として市長が別に定めるもの
- (2) 市長が別に定める建築士その他の者が認定長期優良住宅建築等計画に従って建築工事が行われたことを確認したことを示す確認書
- (3) 確認済証の交付を受ける必要がある場合にあっては、検査済証の写し又はこれに代わる図書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

2 認定計画実施者は、市長が法第12条の規定による報告(前項の規定によるものを除く。)を求めたときは、認定長期優良住宅建築等計画又は認定長期優良住宅維持保全計画に関する状況報告書(様式第4号)に市長が必要と認める図書を添えて、市長に提出しなければならない。

(令4規則8・旧第8条繰下、令4規則64・一部改正)

(建築等の取りやめ)

第10条 認定計画実施者は、法第14条第1項第2号に規定する申出をするときは、認定長期優良住宅建築等計画又は認定長期優良住宅維持保全計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書(様式第5号)に認定の通知書を添えて、市長に提出しなければならない。

(令4規則8・旧第9条繰下、令4規則64・一部改正)

(書類の提出部数等)

第11条 前4条の規定により提出する書類の部数は、正本1部及び副本1部とする。

2 市長は、前4条に規定する書類で特に必要ないと認めるものの提出を省略させることがある。

(令4規則8・旧第10条繰下)

(容積率の特例に係る許可の申請書の添付図書)

第12条 省令第18条第1項の市長が規則で定める図書又は書面は、次に掲げる図書又は書面とする。

- (1) 枚方市建築基準法施行細則(昭和47年枚方市規則第27号)第4条第1項の表に掲げる図書又は書面
- (2) 法第7条(法第8条第2項)において準用する場合を含む。)の認定の通知に係る書面の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書又は書面

(令4規則8・追加)

(補則)

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(令4規則8・旧第11条繰下)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則〔令和2年12月28日規則第85号〕

- 1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この規則による改正後のそれぞれの規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則〔令和4年1月6日規則第1号抄〕

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則〔令和4年2月18日規則第8号〕

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年2月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の枚方市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の枚方市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の様式により作成した用紙として使用することができる。

(枚方市開発事業等の手続等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則の一部改正)

- 3 枚方市開発事業等の手続等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則(令和4年枚方市規則第1号)の一部を次のように改正する。

[次のように略]

附 則〔令和4年12月16日規則第64号〕

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

(令2規則85・令4規則8・一部改正)

様式第1号(第7条関係)

申請取下げ届

年　月　日

(宛先)

枚方市長

届出者 住所

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

下記の申請を取り下げたいので、枚方市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第7条の規定により届け出ます。

記

1 申請の種類 認定申請 ・ 許可申請

2 申請根拠 長期優良住宅の普及の促進に関する法律
第　条 第　項3 申請受付番号
第　　号4 申請年月日
年　月　日

5 申請に係る住宅の位置

6 取下げの理由

様式第2号(第8条関係)

(令2規則85・令4規則8・一部改正)

様式第2号(第8条関係)

軽微な変更届

年　月　日

(宛先)

枚方市長

届出者　　住所
 (認定計画実施者) 氏名
 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項に規定する軽微な変更等について、枚方市
 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第8条の規定により下記のとおり届け出ます。

1	認定番号	第　　号		
2	認定年月日	年　月　日		
3	認定に係る住宅の位置	枚方市		
4		変更前	変更後	
		工事の着手の予定年月日	年　月　日	年　月　日
		工事の完了の予定年月日	年　月　日	年　月　日
		譲受人の決定の予定時期	年　月　日	年　月　日
その他				
変更事項				

様式第3号(第9条関係)

(令2規則85・令4規則8・一部改正)

様式第3号(第9条関係)

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了した旨の報告書

年　　月　　日

(宛先)

枚方市長

報告者　　住所

(認定計画実施者) 氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

認定長期優良住宅建築等計画の建築工事が完了したので、枚方市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第9条第1項の規定により報告します。

記

1 認定番号

第　　号

2 認定年月日

年　　月　　日

3 認定に係る住宅の位置

4 建築工事が完了したことを確認した建築士

(級) 建築士 () 登録第　　号

住所

氏名

(級) 建築士事務所 () 知事登録第　　号

名称

所在地

(注意) 建築工事が完了したことを確認した者が建築士以外の場合には、建築士の住所・氏名の欄にその者の住所・氏名を、建築士事務所の名称・所在地の欄にその者が所属する法人の名称・所在地を記入してください。

様式第4号(第9条関係)

(令2規則85・令4規則8・令4規則64・一部改正)

様式第4号(第9条関係)

認定長期優良住宅建築等計画又は認定長期優良住宅維持保全計画に関する状況報告書

年　　月　　日

(宛先)

枚方市長

報告者　　住所

(認定計画実施者) 氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

枚方市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第9条第2項の規定により、下記の

とおり　　〔建築　　〕　　〔維持保全〕　の状況について報告します。

記

1 認定番号

第　　号

2 認定年月日

年　　月　　日

3 認定に係る住宅の位置

4 報告の内容

様式第5号(第10条関係)

(令2規則85・令4規則8・令4規則64・一部改正)

様式第5号(第10条関係)

認定長期優良住宅建築等計画又は認定長期優良住宅維持保全計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書

年　　月　　日

(宛先)

枚方市長

申出者　　住所
(認定計画実施者) 氏名
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項第2号の規定に基づき、認定長期優良住宅建築等計画又は認定長期優良住宅維持保全計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめたいので、申し出ます。

記

1 認定番号

第　　号

2 認定年月日

年　　月　　日

3 認定に係る住宅の位置